

## 【報告】令和6年度鳥取県再犯防止推進会議

○日時 令和7年2月21日（金）午後1時30分～3時30分

○場所 県庁議会棟12会議室、オンライン（Webex）

### 【主な御意見】

県から令和6年度の主な取組及び新規事業の取組を報告し、新規事業に対するご意見をいただいたほか、3団体から令和6年度の取組をご報告いただいた。また、この鳥取県再犯防止推進会議運営規則の改正案について御異議はなかった。全体を通して、主な御意見は以下のとおり。

- ・平成30年度に鳥取県再犯防止推進計画ができてから、県と保護司会の繋がりはかなり強くなった。今回の新規事業は画期的なこと。（保護司会連合会）
- ・新規事業についてまだ詰めなければならない部分はたくさんある。例えば、更生保護サポートセンターに、障がい者・高齢者が行った場合にどういうふうに繋ぐのか。逆に地域生活定着支援センターに一般の方が来たときに、どこにつながるのか。協力しながら進められたらよい。（地域生活定着支援センター）
- ・新規事業は、出所後、帰住先がない人が、今回の新規事業のまさに対象となるような方々で、案内先は本当に悩ましいところで、新規事業の立ち上げは大変喜ばしく思っている。大きな枠組としては本当に大変良い事業になるのではないかと。特に最初の1～2年は、しっかり密になって進めていき、相談窓口対応で悩んだ事例・好事例などの積み重ねと情報共有を頻繁にする必要があり、改善点をいかに素早く修正できるか、また必要な機関とさらに繋がれるかが、おそらく事業の肝になるのではないかと。今のところ、本会として満期出所者全員に対して釈放前指導ができていないわけではないので、刑務所から直接、お知らせいただくのが一番漏れはないかと思う。（再犯抑止更生協会）
- ・依存症相談窓口の周知方法として、研修会開催、リーフレット作成、わかりやすいホームページの開設のほか、関係者との定期的な会議で啓発方法を検討しており、例えば学園祭への出展を通してチラシ配布、パネル展示、クイズによって関心を持ってもらえるよう工夫している。（渡辺病院）
- ・当事者のことをもっと考えて、その人たちが何を求めているのかももっと知る必要がある。また、そこから出てくる必要な支援も考えてほしい。受刑者の方々が一番心配しているのは、住む場所と働く場所がないこと。この2つが得られれば、再犯率はぐっと下がると思うのでもっと力を入れてほしい。また、いろんな支援があることを受刑者の方々に知らせる取組をもっとしてほしい。（教誨師会）

※会議の進行に関する発言（事務連絡・説明・発言の指名など）や、発言の最初と最後の挨拶・自己紹介などは省略しています※

### 【内容】

#### 第1 主催者あいさつ

- ・本日は、多くの皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。会場またはオンラインでご出席いただいています鳥取県再犯防止推進会議の構成団体の皆様におかれましては、日頃から、その活動・業務や県へのご協力に厚くお礼申し上げます。
- ・令和5年4月に再犯防止推進計画を策定した後、2回目の会議開催となりました。昨年3月の会議から、様々な動きがあったことを関係機関と共有し、顔の見える関係を深め、更なる取組を地域の中で広げていくことを目的に開催しています。
- ・第2期再犯防止推進計画において、ソーシャルインクルージョンの取組を一つの柱としていますが、その一つとして、県からは、保護司の皆さんと協議を重ね、地域生活定着支援センターの支援対象とならない方への支援を来年度予算で実施する事業などについて報告・相談させていただき、御意見をいただきたいと思います。
- ・また、保護観察所からは昨年起きた、滋賀県で保護司の方が支援対象者に殺害された痛ましい事件を受

けた保護司の安全確保の動き、鳥取刑務所からは、刑法が改正され、今年6月から施行される拘禁刑に関する説明とそれに伴う刑務所の取組、給産会からは地域食堂の取組と、昨年10月に受賞された安全安心なまちづくり関係功労者表彰について、それぞれご報告いただくこととしています。

- ・限られた時間ですが、意見交換や情報共有を通して、施策をより進め、連携を深める場とさせていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・あんしん賃貸支援事業と居住支援法人のちらし：出所者の方に限らず、高齢者・障がい者・生活困窮者の方などでも、住居探しに困っている方がいたら、ぜひ紹介していただければ幸いです。
- ・とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム入会募集のちらし：この会議の中では、地域生活定着支援センターと県社協に入会していただいておりますが、孤独・孤立対策に取り組む多様な支援機関と官民の連携により、孤独・孤立対策の取組の推進に繋げることを目的として設置しています。この1月には、この入会団体や入会を検討している団体の皆さまでワークショップを開催し、様々な意見交換をしたところです。広報啓発のための補助金もありますので、ぜひ入会をご検討ください。
- ・孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例のリーフレット：参考にご覧ください。
- ・更生保護とっとり：会場出席の方のみですが、保護司会連合会から当日配布資料として置いています。

## 1 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗報告（県）資料1-1、資料2

(事務局)

資料1-1では、第2期鳥取県再犯防止推進計画における県の施策の令和6年度の実施状況と令和7年度の計画について、資料1-2では、同じく第2期計画における各機関や団体の皆様の取組予定について令和6年度の実施状況と令和7年度の計画を記載していただきました。ご協力ありがとうございました。

1-2については、他団体の取組の様子を共有させていただき趣旨で、連携の参考としていただければと思います。

それでは、県の取組について1つ説明いたします。資料の1-1の3ページをご覧ください。

「第5 地域による包摂の推進」の「1 国・民間団体・市町村等との連携強化」にある、市町村職員対象研修及び連携会議を昨年度に引き続き、1月に給産会で開催しました。

連携会議では、県の新規事業の説明のほか、地方検察庁、刑務所、少年鑑別所、給産会、地域生活定着支援センターの業務説明をお話いただいたあと、更生保護サポートセンターと日頃の市町村と保護司との連携について、市町村の意見交換を行いました。

まず、市町村の再犯防止推進計画においては、今年の1月時点で、策定済は11市町村で、

- ・策定に向け進行中（計画期間：令和7年度～）：岩美町、北栄町、南部町、日野町、日南町
- ・策定に向け令和7年度に検討予定（計画期間：令和8年度～）：琴浦町、江府町

となっており、ほとんどの市町村で策定済または策定に向けて進行中または来年度に検討予定という、見通しが立っている状況です。今後も、県としても、策定に向けたバックアップ、実際の支援に向けたバックアップを行っていきたいと思っています。

また、8つのすべての保護区にある「更生保護サポートセンター」への助成、保護司と市町村の関わりについても意見交換や情報共有を行いました。それぞれの市町村の皆様が、保護司会への財政支援であったり、社会を明るくする運動や協力雇用主の登録への働きかけの協力、また保護司の後任者推薦の協力など、様々な形で協力されている様子がわかったところです。

研修会のほうでは、鳥取保護観察所から、3点講演していただきました。①地域援助といいまして、犯罪や非行などに関する、地域の方や関係機関からのご相談への対応であったり、出所者や保護観察を受けていた方、そのご家族・支援者の方などから相談を受けて支援をするという取り組みについて、事例を交えて説明していただきました。②「市町村が関わられた出所者の支援事例」として、地域生活定着支援センターからのコメントを交えながら、どのような支援によって、対象者の方が安定した生活に結びついていったかということをご説明いただきました。③鳥取市では、給産会と協定を締結されており、給産会で、住む場所に

困った生活困窮者を一時的に受け入れるシェルターといわれるものを開設されています。こうした協定に関わられた鳥取市のコメントもいただきながらお話をいただきました。最後に、給産会の施設見学をさせていただきました。

続いて、資料2の統計についてご説明します。こちらにございます調査出典元の皆様、ご協力いただきましてありがとうございました。一番上、第二期計画で目標値として定めている再犯者数については、令和5年は444人で、前年に比べて、478人から34人減ったという状況です。

## 2 保護司よりそい支援事業について（県）資料3

（事務局）

昨年度、この会議でも経過を報告させていただいたところですが、来年度から開始する予定にしています新たな事業「保護司よりそい支援事業」について事務局から説明します。

（事務局）

まず、スライドの3をご覧ください。先ほど申し上げた資料2でのデータをグラフ化したもので、また参考にご覧いただければと思います。第1期計画を策定したのが平成30年ですが、大体毎年再犯者数が横ばい傾向にあるというところです。

次のページ、こちら、国の第二次計画で、国、県、市町村役割が明記されたということで、参考にご覧いただければと思います。

続きまして、事業に至った背景や経緯についてご説明させていただきます。まず1つ目です。鳥取県地域生活生活定着支援センターでは、厚労省の補助金の規定の関係もございまして、罪を犯した人のうち、高齢・障がいのある出所者などを対象として、相談支援を行っていただいています。ただ、実態として、それ以外の方やそのご家族の方からの相談が寄せられることも多くありまして、できる範囲で、出所後の生活に必要な各種手続きについてアドバイスなどを行っていただいているところです。

一方で、一般的な出所者、65歳未満で障がいのない方に対しては、地域生活定着支援センターが行っているような伴走型の支援はなかなか設けることができておらず、出所者が必要な支援を提供するそれぞれの窓口に出向くなどして、支援を受けておられるという状況です。

背景の2つ目です。出所後に、保護観察がつかない満期釈放者の再入率は約23.3%というデータがありまして、この仮釈放者の10%と比べると、2倍以上高いというところがございます。

次6のスライドにです。以上のような背景を踏まえまして、この第二期計画を令和4年に策定する過程で、定着支援センター以外の対象者も支援する体制が必要ではないかというご意見がございまして、そういった方々への相談支援体制の構築を第二期計画に盛り込んだところです。

令和5年度に検討会を立ち上げ、他の県の状況なども参考にしながら、やはり身近で立ち直りを支援してきた保護司の方々を中心とした体制がよいのではないかというご意見があり、令和6年9月まで検討を重ねてきました。

ちょっと余談ですが、こちらのスライドにある弁護士のイラストは、いらすと本舗といいまして、山口県にある刑務所の美祢社会復帰促進センターの刑務作業の一環として制作されているものだそうで、無料でダウンロードできますのでぜひご覧になってみてください。

続いてのスライドです。検討会の内容ですが、メンバーは、鳥取・米子・倉吉の保護司会の会長さんや、更生保護サポートセンターという拠点となっているセンター長さん、あとは今日も来ていただいています8つの保護区をまとめる保護司会連合会、保護観察所、定着支援センターと、計6回行ってまいりました。

次のスライドで、事業内容のざっくりとした枠組みです。こちらの事業は県保護司会連合会さんに委託して行う予定です。支援対象者は、保護司との関係があったかないかで2つのパターンを想定しています。なお、この対象者には、家族や支援者からの相談も含みます。

先ほど申し上げた2つのパターンが想定されるというところですが、1つ目が、保護司による保護観察が終わった方、2つ目が、保護観察がつかなかった、または、満期釈放だった方は、保護司との接点がなかった人で、こちらには、逮捕されたが刑務所に入ることなく、不起訴になったという方も含みます。こちらの2つの方を想定しています。

1つ目の保護司と関係があった、保護観察終了後の方については、もし元対象者から保護司さんが相談を受けて対応された場合、そのことをご報告いただき、決まった額の経費をお支払いすることになっています。

ただし、あくまで相談があった場合に、というところで、保護司の方から積極的に対象者に出向く、声をかけに行くということを求めるものではございません。

2つ目、保護司とも関係がなかった満期釈放者や、保護観察がつかなかった人に対しては、保護司会の拠点である更生保護サポートセンターにおいて、相談窓口の体制を整えていただき、相談対応していただきます。その中でなかなか対応が難しいと思われる相談に対しては、保護観察所に連絡して、つないでいくということになります。令和7年度に相談体制を整備するのは、鳥取・倉吉・米子保護区のみです。

次、9スライドは、ちょっと細かくややこしいですので、上の方の部分の違いについて説明させていただきます。こちらの図全体としては、県と国の財政支援の範囲を示した図となっています。

大きく分けまして、上には先ほど1で挙げた保護観察があった方、下は、保護観察がなかった方となっています。実は、国の方が、昨年4月から県と同じように、元担当の保護司の方が保護観察終了者への相談対応された場合に経費を支援するという事業は、始まっています。ただ、国の制度の対象になるケースは結構限定的ですので、対象外となるケースも多くあると聞いています。その部分については、すべて拾い上げるように県が支援するという枠組になっています。それが図の上の方のオレンジと水色の違いです。

次のページのスライドは、大変細かいので、また参考にしていただければと思います。

今後の予定ですが、保護司会連合会さんと4月1日契約をすることとしており、3月には保護司の代表者の方々が集まった会議での説明会を考えています。

また、早めに事業周知のチラシを制作して配布したいと考えていますので、皆様におかれては、周知にご協力いただければ幸いです。

この事業について、今回お集まりの皆様をお願いしたいことがございます。まずは1つ目、この事業の存在を知っていただきたいということです。

2つ目、3つのサポートセンターは、相談者の最初の窓口となり、つなぎの役目を担っていただきます。このサポートセンターから、市町村窓口であったり関係機関の皆様へお問い合わせなどがあったとき、また、窓口や専門機関への案内を受けて相談者の方が実際に訪れた際には、これまで通りの支援をお願いしたいと思います。支援内容に応じて、その団体内での他の部署との連携や共有をお願いできたらと思います。

定着支援センターにおかれましてはこれまで通り高齢者・障がい者を対象として支援を行っていただきます。事業へのご理解と周知にご協力をお願いいたします。

最後のスライドです。今回皆様にご意見を伺いたいことがございます。事業やこの窓口の周知はどうしたらよいかというところを悩んでいます。

対象者の方がハードルを感じることなく、なかなかちょっと難しいところですが、なるべく低く感じて窓口に行けるような周知はどうしたらよいか、皆様の知恵をお借りできないかと思っています。

先ほどのスライドに書いていますが、県として周知のために、チラシや、小さいカードを周知用につけて配る予定としています。配布先としては、県の窓口はもちろんのこと、今日の会議に出席していただいている団体の皆様方もそうですし、鳥取刑務所はじめ中国地方の刑務所や、少年院なども予定しています。ぜひ皆様にご意見を伺えたらと思います。

(事務局)

では検討会にご出席いただいている検討会にご出席いただいた保護観察所、保護司会連合会、地域生活定着支援センターから補足や検討会でのお話とか、感想などをいただけたらと思うので、お願いしますか。

(保護観察所)

今回、県のほうで、新たに予算措置をしていただいた事業について、第一義的には保護観察所は、元対象者等の相談を受けるということになりますので、それを補足していただく。事業の周知の方法についてはまた保護司会とも協議・調整をした上で、県とも調整した上で進めていけたらと思っています。

(県保護司会連合会)

新たな制度が始まるということで、保護司会連合会は多分経営企画ということで、鳥取・倉吉・米子のサポートセンターとのつなぎ役ということで、保護司会連合会は実はホームページ等持っていないくて、情報発信がまだ不足していると思っています。

これまでの検討会というのは、保護司って保護観察という刑事司法の世界で保護観察をやって、手を離れると、あと例えば切り替えの必要があるのかなという、保護司の中にはどこまで保護司がいろんなこと、分野に手を出していくのかなという感想も持たれると思います。

十分な周知と、そういう対象者は定数がどれくらいこれからあるのか、出てくるのかは未知数ですが、スキルアップというか、今聞きながら、改めて思いました。

多分そういう対応する場合、最初のころは多分誰か1人の保護司が担当というよりも、そのサポートセンターの中での合議型でいろんな協議をしながら、関係機関につないだりとか、あるいは相談に乗って、今保護観察の延長のような、処遇ではないんですが、立ち直りを支えるというか、そのようなことを今聞きながら想定して、特段結論というのはないんですが、こうやって再犯防止計画が平成30年にできてから、県の繋がりが保護司会はかなり強くなったんで、今回は事業化されるということで、初めてのこの画期的なことだと思うんです。よその県でこういうふうなものがあるかどうか分からないが。県の事業を受けて、予算をいただいと。

これからはちょっと冗談になりますが書類を早く出せとか、督促をしっかりと受けるようになるんだなと思って。楽しみにしてます。

(地域生活定着支援センター)

今回の事業で思っていることですが、新しい事業で、かつ、多分更生保護サポートセンターさんの方も、多分慣れないことを最初することになるんだろうと思っています。

この点に関して、対象者は若干違いますが、地域生活定着支援センターが今まで経験していたところがありますので、そういったところの情報共有が進めばいいなと思ってますし、こちらとしても協力したいと思っています。

あと、まだ始まってなくて、まだ詰めなきやいけないところとかたくさんあると思います。例えば、更生保護サポートセンターに、障がい者・高齢者が行った場合にどういうふうに繋ぐのか。逆にこちら定着支援センターに、一般の方が来たときに、どこにつなぐのか、というところ。更生保護サポートセンターに障がい者・高齢者が行った場合には定着に繋いでくればそれはそれでいいと思うんですが、今の慣れていない時点で、一般の方が地域生活定着支援センターに来て、それを更生保護サポートセンターに振ればそれでいいのかというところとちょっと違うような気もするので、そういったところを詰めていかなきゃいけないんだろうと思います。今後やりながら、また、協力しながら進められたらいいと思っています。

(事務局)

この6回の検討会で、保護司会連合会さんや定着さん、保護観察所さんと県との情報共有であったり、次何をしていきたいと思いますかと考える会というのは、継続して持たせていただき、その中で、特に今回新たに立ち上げる予定にしている事業について、交通整理やよりよくしていくために、今ほど頻回かどうかはわかりませんが、また会議を持たせていただければと考えていますので、よろしくお願いします。

パワーポイントの方でも送らせていただいていたんですが、釈放前指導を行う、鳥取県再犯抑止更生協会さん、ご意見いただければと思っています。お願いします。

(再犯抑止更生協会)

新しい取組について意見をということでございますが、私たちの事業というのが刑務所さんの中で行わせていただいている事業でございまして、これから釈放される方に対する講習会を行っています。

私たちの団体だけではなく、鳥取県立ハローワークの支援員さん、鳥取市の職員さんなんかとも連携して行っているものでございます。

そういった立場からちょっと意見ということですが、やはり我々の会としましても、この釈放前講習会を行うにあたって、この人達に一体どこに行ったらいいよって教えたら一番効率がいいだろうなということを常に考えながら行っています。

結局出所にあたって、行き先がない人というのが、今回のまさに対象となるような方々、65歳未満であ

って、割と健康な方。でも、例えばその家族との繋がりがなかったりする方をどちらの方に案内したらいいかというのが本当に悩ましいところで、今回、新しい事業というものを立ち上げられるということで大変喜ばしく思っているところでございます。

その上で、やっぱり、これは実際にやってみないとわからないことって多分たくさんあると思うんです。特に、最初の1～2年なんかは試行錯誤といいますか。実際にここに来たが、どういうふうに案内したらよかったんだろうとか、うまくいく事例なんかもあると思いますが、そういった積み重ねと情報共有をちょっと最初の頃は本当に頻繁にされる必要があるのかなというふうには思っています。

何回かやってるうちに、やはりこれではちょっと実はまだ関わられてない人たちがいるとか、あまり有効でなかった部分があるということが必ず出てくるといいますので、そこをいかに素早く修正できるか、また必要なところとさらに繋がれるかというところが、おそらくこの事業の肝になるんじゃないかと思っています。

でも、大きな枠組みとしては、本当に大変良い事業になるんじゃないかというふうに思っていますので、関わる方は本当に大変だとは思いますが、県のサポートは大いにいただけたと思いますので、しっかり密になって進めていくのがよいと思っています。

それと我々の団体としてできることという意味で、この事業に関して、確かに出所する人に対する講習会の中で、鳥取県はこういった取組が始まるんですよという案内はできるが、今のところ刑務所から、満期で出所する人たちに対する指導を完全に皆さんに対して行っているわけではないので、例えば、鳥取刑務所でしたら、鳥取刑務所から出所する、今回の事業の対象となるような方に、こういったところに窓口があるというのは、刑務所の方から直接、お知らせいただくのが一番漏れはないかなと思います。

それともう1つ、県外から鳥取に帰ってこられる方に関しましては、これから配布を予定してる中国ブロックの刑務所・少年院に対して送って、それですべて足りるかどうかというのはちょっと私もそこまで居住先が鳥取の方がどれぐらい全国の刑務所におられるか把握しておりませんので、何とも言いえないところですが、できるだけ漏れがないようにという意味では、刑務所さん、やはり矯正処遇に対して、こういった事業やってますので案内お願いしますということを言うのがよいのかなと思っています。

(地域生活定着支援センター)

定着支援センターにご相談がある方、特に一般の方、若い方は、ホームページからたどってこられる方もいらっしゃるんですが、ホームページとかもちろんされると思うので、今後こういった形で何かご予定があれば伺いしたいです。

(事務局)

周知に関するホームページの掲載は、本県のホームページはもちろんのことですが、今のところこの県のホームページ以外、まだ検討できておらず、これをどう広げていくのかなというところがあります。保護司会のほうでホームページは持っておられない、確か倉吉は持っておられたような気がするんですが、そちらに載せていただくとか、県からまずは発信していきたいと思っています。県でもSNS持っていますので、そちらへの掲載も考えていきたいと思っています。

(事務局)

渡辺病院さんが依存症の相談窓口を受託されていて、病院ということで毛色は違うが、こうした相談窓口の周知とかはどのように工夫されてきたか、勉強させていただきたいが、いかがでしょうか。

(渡辺病院)

いろいろリーフレット、それぞれアルコール健康障害、薬物依存、ギャンブル等依存症をまず作って、皆さん手にして見やすいようにしてるのと、ホームページも予算もつきましたので、開設してわかりやすくできるだけ努力して、割とグーグルで検索ヒットとしてました。最近見てないのでよくわからないところもあるけど。そういうのが、1つ皆様に普及啓発してるところです。

あと、保健所の保健師、精神保健福祉センターのスタッフと一緒に、予防啓発会議のようなものを1ヶ月半に1度ぐらい、渡辺病院の一室を使って話し合っ、て、大学とかでやる学園祭のようなところでチラシを配るとか、パネルを作って、それを見てもらおうとか、クイズを用意して、依存症の問題、○×をつけても

らうとかそうすると、割と関心持ってもらえると言っています。

あとは、関係機関と一緒に研修会を開きながら勉強していますが、3月1日はギャンブル等依存症の研修会を東部医師会館を使ってやります。申込者が30名、ちょっと少ないんで、もしよければ、ギャンブルも横領事件とかいろいろ引き起こすことがありますので、2時から5時まで3時間の研修会、来ていただくのは北海道の精神保健福祉センターで所長をしていた先生ですが、あと、当事者支援部というのができてて烏丸病院で、ギャンブル依存症の方がわざわざ東京から来ていただけるってことで、研修会の後、関係者、患者さん含めた、1時間ぐらいの交流会というようなものがあって、準備中です。そんなところでいろいろやっています。

### 3 再犯防止推進会議運営規則の改正について 資料4

(事務局)

この会議の運営規則を定めているものですが、本来、令和5年7月に、この孤独・孤立対策課ができた際に改正すべきだったところですが、追いついていなかったものです。

来年度の4月にも県庁の方で組織改正が行われる予定になっていますので、それもあわせて改正するとともに、担当課が変わった部分もありますので、関係課を見直したということもあります。他にこの構成団体なども定めているところですが、この団体にも参画をお願いしたほうがいいのではないかというご意見もございましたらお願いします。

特にご意見がないようでしたら、組織改正等踏まえて、4月に向けて改正作業させていただきたいと考えています。

### 4 各機関・団体等からの報告

#### (1) 鳥取保護観察所 資料5-1

保護司活動の安全・安心を確保するためにというテーマに基づき、お話をさせていただきます。

いただいた時間が10分ですのでそれに収まるように進めさせていただきます。

用意した資料は、右下にページ番号を記載しておりまして、全部で3ページ分ございます。

1ページ目の左半分の全国と記しました箇所は、大津事案発生直後の本省からの指示及び活動環境に関する調査結果の概要でございます。それ以外の箇所は、鳥取における取組等を中心に記載しておりまして、1枚目の右半分の鳥取①から始まり、最後は鳥取⑤までという構成となっています。お話している箇所を表すときは、ページ番号ではなく、鳥取①や鳥取⑤と表現させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは全国の箇所をご覧ください。昨年6月10日に滋賀県大津市の保護司が殺害され、担当していた対象者が逮捕された直後から、保護司の皆様からの聞き取り、そして夜間休日の連絡先の再周知、さらには、活動環境に関するアンケート調査が行われました。

鳥取では、鳥取①の通り、保護観察事件を担当していただいている方からの聞き取りを10日間で、またその時点で、保護観察事件を担当していない方からの聞き取りも8月末までに完了いたしました。

ご意見を伺う中で、事件担当を降りたいとか、保護司を辞任したいとのお声はありませんでしたが、実は、と前置きされて、保護司を委嘱された当初から、ご家族が納得されていなかったとおっしゃられる方があったり、保護司自身は活動継続の気持ちに変わらないものの、ご家族から不安の声が上がったというお話を伺いました。ご家族への対応ということで、本省からは、保護司を委嘱する前の候補者段階において、ご家族に対して、保護司活動を説明する機会を持つなどの方策が示されているところで、鳥取では、それぞれの保護司会のお考えを踏まえて対応を検討しているところでございます。

その他聞き取りでは、保護司さんが管理されている施設を面接場所として提供可能とのありがたいお申し出もいただきました。また、大津事案の報道により、対象者が世間から偏見を持って見られてしまうのではないかと案じる声も少なくありませんでした。

鳥取②へ移ります。

大津事案の発生より前の令和6年度当初の段階で、上半期に県内8つのすべてのサポートセンターへ私や課長、会計係長などを複数名で訪問して、保護司会運営に関する困りごとや要望を幅広く伺い、対処して

いくことを計画しておりましたが、大津事案を受けて、安全確保に関する保護司会としてのご要望も追加して伺いました。

また、県内 19 市町村のうち、再犯防止推進計画が未策定の自治体に対する計画策定の要望に際しましては、保護司会と協議の上、公共施設の面接利用に係る項目も盛り込みました。

再犯防止推進計画について補足しますと、計画が策定されていない 9 つの自治体のうち、7 年度開始の地域福祉計画等に包含する形で、策定進行中が 5 つ、8 年度開始予定が 2 つ、9 年度開始予定の自治体が 1 つ。残り 1 つの自治体についても訪問した時点より好転が期待できる状況になっていることを補足させていただきます。

夜間休日の連絡先の再周知につきましては、中国地方更生保護委員会において、中国 5 県の保護司約 5,000 人への文書発送を行っていただきました。

保護司の自宅以外の面接場所確保については、法務省が実施したアンケート調査結果等を踏まえ、昨年 7 月、都道府県知事及び市区町村長宛に、総務省と法務省連名による協力依頼文書が発出されまして、保護司会訪問で伺ったご意向を踏まえ、自治体へ協力要請を行いました。

昨年 9 月には、公民館長をされている保護司にお声掛けをいただき、鳥取市公民館長会議に鳥取保護司会長と出席し、会議の冒頭にお話をさせていただきました。

鳥取②と鳥取③に挨拶の骨子を記載していますが、保護司の活動紹介と意義の説明に続き、公表されているアンケート調査の結果、そして、先ほど申し上げました総務省法務省連名による依頼文書のことを説明し、以前からご協力いただいている公民館への感謝とともに、意見聴取の際に聞かれた対象者への偏見、差別を危惧する声なども紹介の上、公民館長の皆様に協力をお願いいたしました。

また、鳥取県におかれましては、県の西部総合事務所会議室を保護司面接に利用できるよう、ご調整いただきました。ありがとうございました。今後保護司会から、東部や中部の県の施設利用について要望があれば改めてご相談をさせていただくこととしていますので、よろしくお願いいたします。

鳥取④へ移ります。記載している通り、鳥取においては、保護観察事件のうち約 32%、生活環境調整事件では約 22%を複数指名により、事件を担当していただいています。この実施割合は、中国管内 5 県のうちでも、1～2 位という上位に位置しています。

複数指名は、それを希望される保護司の他にもお一人、ご協力いただける保護司がいらっしゃらないと成り立たない制度であります。ここ鳥取では、制度の趣旨や背景をご理解の上、多くの保護司にご協力いただいていることを実感しています。

また、数字は上げておりませんが、保護司さんからの意見聴取の際、不安を感じておられる方の割合は、事件担当している方よりも、担当していないの方が上回っております。鳥取に限らず全国でも同様の結果でございました。容易に想像がつく結果でありましたが、長い期間、事件担当がない中、保護司活動へのモチベーションの低下により、早期に保護司を退任される方であったり、事件担当することへの不安を抱えたままの方もおられます。

事件担当という形でなくても、対象者と交流や活動する機会があれば、不安解消などに繋がるのではとの考えから、新しく保護司を委嘱された方や、事件担当経験の少ない保護司に、社会貢献活動保護司として活動していただく取組を鳥取では以前から行っています。

鳥取④の最後には、昨年 8 月末までに実施した保護司の皆様からの意見聴取以降に、新しく保護司を委嘱された方に対するエントリーシートの導入について記載しています。

鳥取⑤の最初の部分では、全国的に昨年 9 月から執行している取組 2 つを記載しています。1 つ目は保護観察付全部猶予者について、保護観察開始から 3 ヶ月程度保護司を指名せず、保護観察官が直接処遇する試みでございます。通常、全部猶予者については、保護観察官による 1～2 回の面接調査を実施した上で、保護司への担当依頼を行っていますが、本人や関係人等からの情報収集であったり、少年鑑別所様の協力を得て心理検査など処遇の強化を行った後に、保護司指名を検討するというものであります。

また、再犯リスクの変化を把握するための評価ツールの導入など、アセスメントの充実化策についても昨年 9 月から試行を実施しています。

鳥取⑤の中段には、広報活動の強化について記載をしています。



最後に、と項目立てしました箇所をご覧ください。昨年10月に開催しました、中国管内の保護司による協議会では、面接場所であったり、複数指名について、資料記載の通り、様々な意見発表がなされました。鳥取保護観察所においては、今後も、保護司お一人お一人のご意見であったり、心配、懸念を踏まえながら、活動環境を整えるとともに、複数指名など制度を運用していくことに引き続き取り組んでまいります。

## (2) 鳥取刑務所 資料5-2

拘禁刑の導入に伴う鳥取県の取り組みですが、まず本年6月1日から拘禁刑が導入されます。懲役刑、禁錮刑と一緒に拘禁刑になりますが、それに伴っていろいろと処遇などの内容的なものも変更していきます。ちょっと大ざっぱに言えば、今までは刑務所として受刑者に対しての集団処遇が中心になってやっておりました。それを個々の受刑者の特性に応じた処遇を行っていくと。

いろんな特性を持った受刑者がいます。高齢者、若年、それから障がいの特性を持つ者もいれば、刑期の長い者もいれば、いろいろな特性があります。その特性に応じた指導、それから作業の方もそうですが、そういったものをやっていく。それから、もちろん刑務所を出ていく際の社会復帰に向けて、個人個人でその人に応じた支援のあり方を個々の状況に応じたもので行っていくというもので、この資料の1枚目の下半分、それに伴って鳥取刑務所というよりは全部の刑務所において、いろいろとアクションプランというものをつくりまして、それに向かっていろいろと取り組んでいます。

1から7までありますが、まず、処遇体制の充実。それからサポート体制・マネジメント体制の充実、3番目に視察委員会制度の運用改善。それから不服申立制度の運用改善。5番目に組織風土の変革、それから人材の確保と育成の充実。最後に、業務の効率化・合理化ですが、その上の方の写真のところ見てもらったら、まず左上の方にチーム処遇の確立というのがあります。

刑務所の中では、もちろん刑務官という制服を着た刑務官が一番多くいるんですが、それ以外にも、例えば心理学や社会学の高度な専門的知識を持つような調査専門官。それから、教育の専門的な知識を持つ専門官。あるいは社会福祉士の資格を持つ福祉専門官。あるいは就労支援に関する就労支援スタッフ、処遇カウンセラー、医師、看護師と、いろんな職種の者が職員として刑務所に勤務しています。

今まではそういった横の繋がりもちろんあったことはあったんですが、それより強固に、それから各人の立場から、受刑者個人に対して、いろんなそれぞれの立場からの見方も含めて、総合的に判断した上で、話し合いの場を持ちながら、この人に対してどういう処遇、どういう関わりをしていけばいいのかということ。そのスキームとして、全体として処遇していこうという流れになっています。

鳥取刑務所でも、令和6年1月から、支援者会議を月に2回ほど行っています。これはさっき言ったように刑務官に限らず、教育専門官、福祉専門官、処遇カウンセラー、専門官、いろんな立場の人が会議において、そこの中には、実際に現場に携わってる人もいれば、幹部の人間もいたりいろんな立場の人間がいるんですが、その会議の場においては、フラットな立場での意見交換をやっていきます。

その中で、いろいろと拘禁刑に向けての新しい取組も行っています。例えば、これ全体というわけではないんですが、鳥取刑務所が今、DH課程という処遇、いろいろと生活していく上で、特に他の人に比べて、特別に配慮が必要な受刑者を1つの工場、1つの団体として集めて、今までと違った処遇を行っていますが、例えば、今までなかった日記指導。その受刑者に今1週間に2回、好きなことを書いていいですよということで、日記みたいところで書いてノートを提出して、それに対して職員がいろいろコメントを書くという交換日記というわけではないんですが、少年院とかでは昔から少年が書くそれに対して、職員の方が、コメントを書いて、いろいろとアドバイスのところをやったんですが、それを刑務所の中でも実践していこうと、もう何ヶ月続けていってます。あるいは、花卉栽培、花を育てたりもしてますし、今度また敷地の中の一角にちょっと花壇を作って、それぞれの受刑者が自分の花を育てるという処遇の方も行っていますが、それについてもこの支援者会議の方で案が出て、それじゃ実際にやってみようかという流れで、新しく取り組んでいます。

その下にありますが、休日・夜間における複数職員による勤務体制の確立について、やはり夜間・休日については、居室棟の中で、部屋での生活が中心になるが、大体1人の職員が居室を1階分持つので、50～60人を1人で担当するという形だが、やはり若手の職員や経験が不足してる職員については、不安であ

ったり、対処のところを経験積んでいく中で学びものなのですが、2人で経験のある職員と2人体制で勤務することによって、いろいろ学べることも多いということがあって、そういう体制を鳥取刑務所の方でも6年度から行っています。

ただ、職員数が増えるわけではないので、例えば居室棟が3階あるが、1階2階部分を2人で共同して担当する形でやっています。

続いてその下、動作です。動作の制約を廃止するという事で、刑務所のイメージとしてあるかもしれないが、例えば行進していくときに、号令をかけながらちょっと軍隊的な号令とかかけてそれに応じた行進を、以前はそういう形でしてたものを、号令をすべて廃止しており、大分昔になるとこの行進は前60度、後ろ30度と決められている施設もありましたが、そうではなく、普通に一般の人が歩いてると自然に手が振れるので、その自然の程度でいいとやっています。今までは手が振れてなければちょっと手が振れていないという指摘をすることもありましたが、今はそういうことはなく、自然に歩く行進で、工場から居室棟に移動する際も、極端な行進の仕方ではなく、一般的な行進の仕方で行っています。それは鳥取刑務所でも全国的な流れでやっています。

それと、次に、右上に視察委員会制度の運用改善がありますが、刑務所の中に外部組織として、視察委員会を設置しています。これは、民間の人に視察委員になってもらって、刑務所の処遇など、今こういうことをやってますと報告した上で、視察委員会の方で、こういう点は改善したほうがいいのではないかといった意見を言っていて、実際の処遇の中で実際に反映していく内容となっています。

実際に受刑者から視察委員の方が面接において、何かあるかというような、面接を行う人もいますし、いろいろとその時その時での議題に応じて、刑務所のいろんな処遇面で改善したほうがいいんじゃないかという意見を視察委員会で受け取っています。

その下の方、受刑者の呼称の改善ということで、以前は受刑者について名前を呼び捨てで呼ぶような形になっているところが主流だったところ、現在では例えば、佐藤さんとか鈴木さんとか田中さんとか受刑者の名前について「さん」付けを基本として行っています。

鳥取刑務所についても令和5年11月から「さん」づけを行っていますし、あと受刑者から職員に対しての呼びかけについても、これは刑務所の隠語になるとは思いますが、今まで、親父とか言われてたところを「担当さん」「職員さん」と呼ぶように指導しています。

あと、刑務所独特の隠語といいますか、警察で言えば、よくドラマにある犯人を「ホシ」といったり、その業界でしか通用しないような隠語も廃止するという事で、言わないように統一して行っています。

そのような取組を拘禁刑に向けて行っていますが、実際に拘禁刑がこの6月から始まるわけですが、それに伴って、先ほどちょっと言いましたが個々の特性に応じた処遇をやっていくというところで、今まで以上にちょっと力を入れて行っていけないといけないという点が何点かあります。

その中で、まずは入所したときに、この人はどういう人だろうということを含めて処遇調査をやりまします。それは、例えば知能テストみたいなものだったり、作業の適性検査であったり、最近では高齢者も多いので認知症の検査も必要に応じてやっていますが、この人はどういう人で、どういう問題性がある、今回刑務所に入ることになったかということについて、調査専門官を中心に今までもちろんやってはいたんですが、それをさらに調査専門官に限らず、例えば、福祉的な支援が必要なかどうかということも含めて福祉専門官がそこに一緒になって調査、それから、就労支援が必要かどうかについては就労支援のスタッフがまず調査に入るといったように、先ほどチーム処遇というのがありましたが、今までの処遇調査のように調査専門官が中心ということではなく、いろんな立場の人がその調査に入ることによって、よりその人の特性が把握できるように、今後そのような体制になってやっていくというのがまず1点目であります。

それから、刑務所の中には処遇課程というのがあります。今までも、鳥取刑務所の場合は犯罪性が進んだ人だということでB指標の人が入る、初犯であったらA指標という判定があったり、あるいは刑期が長い短いとかいった判定があったんですが、それを今度24の課程に細分化して、それぞれの全国の刑務所の中で、それぞれに割り振った上で、細かい対象に対してその専門的な処遇を行っていく流れになります。

それと、次に矯正処遇の充実化ですが、拘禁刑において、今までと違うところの1つとして、今までは作業が仕事をする義務だったものが、拘禁刑において作業は義務ではなくなります。もちろん、だからとい

って今後、刑務作業がなくなるわけではないが、その人が再犯しないために、どういったことを刑務所の中で重点的に行っていくのがその人のためかということを、さっき言いました処遇調査の中でも判断した上で、その作業に就くにしても、いろいろとその人の作業に対する考え方や能力的なものも含めまして、その中で、各受刑者にその作業する上での目標を自分で立ててもらって、それも段階的に、1段階2段階3段階というふうな段階を踏んで、まずはこの目標で、それができたら、次にこの目標というものを職員と面接しながら、目標をその個人個人で立てていく。刑務所の職員も今後、今までは受刑者との対話は、筆絡に繋がる可能性もあるというところもあり、できるだけ避けてきたところですが、今後は積極的にそういった作業のことも含めて、働きかけを行っていく体制に変わってきています。

最後に、社会復帰支援の充実化ということで、再犯防止のためにも、社会に出たとき、どういう体制でその人が社会に復帰するか、そのためには今までも就労支援、福祉的支援を行ってきていますが、それをよりきめ細かく、手厚くやっていくという方向性が示されています。

まだ実際に6月からなので、拘禁刑の制度の中でのいろんな処遇については、まだまだちょっと流動的な部分もありますが、方向性としては、今言ったような感じで、個々の特性に応じた処遇となるための働きかけを行っていくというのが基本ラインになっていくというところがやはり大きな変化になってくるんじゃないかということです。鳥取刑務所における今までの取り組みについては以上となります。

### (3) 鳥取県更生保護給産会 資料5-3

給産会の地域食堂と、安心安全なまちづくりの関係功労者表彰で話すんですが、この表彰はこの地域食堂がもとでもらえたもので、特段付け加えることはあまりないと思いますので、写真の方だけ見ていただいたらと思います。

まず、地域食堂は昨年1月から第1回立ち上げまして、その経緯についてお話しします。給産会が施設退所者に対するフォローアップ事業（継続的生活相談等）を始めた平成29年頃、フードバンクからの食材の提供（レトルト食品等）があり、訪問時に手土産として、俗にいう食糧支援として活用していました。

そのあと平成30年頃に、鳥取市の中央人権福祉センターの川口所長と出会い、フードバンクの活動を知り、また同時期に、地域食堂の先駆者、河原人権福祉センターの大門所長との繋がりもあり、地域食堂が、以前自分は単なる集まりと思ってたんですが、集まりでなく地域との交流の場となり、食で人と人とが繋がりがりながら、孤独・孤立、再犯防止に繋がればと、そのようなところに繋がってきました。

新施設も令和5年5月8日から事業を再開し、その再開後に地域に対する貢献の一環として、施設を開放し、地域住民、いろんな関係団体等にご利用いただきたいという希望もありました。

初めては令和6年1月にスタートしたんですが、その話が出たのが令和5年10月です。2ヶ月あまりの間にこの話をまとめて、1月、第1回目の開催ということになりました。第1回には、ここ書いてありますが、合計で86名の方が来られたんですが、非常にこの開設のときに不安で不安で大変でした。給産会で地域食堂をして人が来てくれるだろうかという本当に不安がありました。

実際蓋を開けてみると、第1回については、関係者の方が非常に心配をされ、多数来られまして、86名のうち約3分の1が関係者でした。そのこともありましたが第2回以降については、ここに書いてある通り、2回目は全体で115名、3回目は126名、4回目は142名、5回目は134名、6回目は124名、ついこの間の7回目が125名でした。徐々に参加人数も安定しています。

この中でちょっと大きく変化したのが第5回目。第5回目のときには、地域住民のボランティアが初めて参加されました。当初立ち上げたときには、支援スタッフについては、保護司会と更生保護女性会の有志の方々が参加されて調理をしていただいていたんですが、第5回目からは、地域住民のボランティアが参加したいという話がありましたので、地域住民の70、80近い人、地域の方が5名ぐらい来られて調理をしていただいたというのが第5回目からちょっと大きく変わったところで、今現在は、保護司会、更生保護女性会、地域住民の3団体の有志が輪番で調理を担当していただく。

それともう1つ変わったのが、この5回目から鳥取大学の学生が2名参加していただけるようになりました。これは河原人権福祉センターから、見学に行ったときに、若い人が配膳とかいろいろ残してたんで、ちょっと尋ねたら、大学生の方がボランティアで来てくれるってことで紹介をしていただいて、第5回目に

2名参加していただいたんです。それ以降、5回6回7回、毎回、この2名の方が来ていただいて、バルーンアートとか、子どもの相手とかしていただいています。

7回目は、「きんさいなカフェ」を初めて開催しました。このカフェを始めたというのが、写真の2ページ目の一番下に、健康相談、きんさいなカフェの様子とか、健康相談の入口があるが、6回目までは普通の健康相談のところでした。しかし、看護師の方から要望があり、高齢のおばあちゃんや元寮生とかが健康相談した後に話をするんですが、慣れてくると、話に没頭したりして、なかなか終わらないとか、いろんな身の上話をしたいということで、カフェみたいな格好にして、相談が終わった後に話をしたらどうだろうという提案がありまして、7回目に、この写真にあるように、「きんさいなカフェ」というポップを張って、中にコーヒーとかを置いて、たくさん話をして帰っていただくという、ちょっと地域食堂の流れがちょっと変わったんですが、そういうことに取り組んでいました。

事業について関わっていただいているところが、資料の3番。鳥取保護観察所、鳥取地区の更生保護サポートセンター、鳥取更生保護女性会、富桑地区公民館、鳥取市の中央包括支援センター、鳥取市の西包括支援センター、麒麟のまち地域食堂ネットワーク、富桑地区住民の有志。こういう方々が支援に関わっていただいています。

ちょっと付け加えると、富桑地区の住民というのが、地域食堂を以前からずっとやっておられたんですが、皆さんが高齢化されて、地域食堂する担い手がなくなってしまって、自分たちが今までやってた事業ができなくなったと。給産会はこの事業を始めたので、自分たちもその支援の輪に加わりたいという要望があって、参加していただいています。

4. 将来の展望として、まだ始めて1年ぐらいですが、いろいろあまり大きなことを考えて大変なことになると事業することが困難になるので、でもいろんなことをちょっと取り組んでいきたいと考えているので、ここに書いているように、今後地域住民の関係団体の方とか、協力を得て引き続き、食を通して、地域のみんが緩やかにまざりながら地域とともに、目標に新たに取り組んでいきたいということで、今考えているのが以前のように、皆さんご存じのように地域食堂という地域の公民館活動みたいな格好で取り組んでおられたとか、たくさんあったと思うんですけど、最近いろんな地域食堂の情報を見れば、地域住民以外に、地域の団体とか福祉の団体とか全く関係ないような団体が地域食堂というのを立ち上げておられます。

うちが考えてるのは他の団体との交流、コラボを図って、来られる方に、インセンティブで例えば、夏なれば野菜なんかできたら野菜の即売をしていただくとかで、たちまちこのたび3月に、4月からの予定にしていたんだけど観察所の課長から、もう早速取り込んだらってことで、とりあえず3月の地域食堂には、福祉作業所の製品で、お菓子を作って、100円150円の単価で直売してみようかということで、3月23日の地域食堂にはこの福祉作業所の製品を施設内で並べて販売してみようかと。この販売については、給産会が直接関わるわけじゃなくて、その団体さんの方から直接来られて、販売から、陳列、対応は全部していただくということで、施設が直接これに関わることはありません。そのように事業もいろいろ夢を見ながら取り組んでいるところです。

写真の2ページ、一番上の左側の地域食堂するときののぼりです。左の方にある白いのぼりは、鳥取市の麒麟のまち鳥取からプレゼントしていただいたのぼりです。これには、地域食堂みんなで来んさいと書いてあります。右の方の赤いのぼりは、ホームセンターに行って、安いものを買ってきたものです。こういう形で外部の方からも見えるように立っています。

右の方は、地域食堂の受付、これ給産会への玄関入ったところのロビーです。ここにテーブル並べて、ここに保護司さんが頭に長い風船をはちまきしているけど、これも大学生さんとかが作られたバルーンをここで帰るときに、お土産として子どもさんにあげると、すごい評判が良いです。

その下の方は、厨房内の調理の様子ですけど、こういう格好で、更女さん、保護司さん、地域住民の方が調理場で調理をしておられます。

その下のほうは、食事の様子です。給産会の中だいたい30名ぐらい入りますので、このようにテーブル並べて食事をしていただくと。配膳も地域の保護司さんとか、更女さんにやっていただいています。

一番下は先ほど話したように、看護師さんが2名おられて、高齢の地域の住民の方とかも来られたときに血圧測ったりしておられます。

これについて、1年を振り返って、今度皆で振り返りをするんですけど、出てきた話が結構地域の住民の方って高齢者多いんですが、皆さん、しっかりと病院にかかっておられて、来られたときにどこが悪いとかというのがなかなか見いだせない。当初やる時には、看護師さんは、ここで病気が見つければ、医療につなげられると最初取り組んだんですが、最近、皆さん健康にすごく配慮されていて、そういう話じゃないってことが出てますので、今後取組をちょっと変えていこうかと考えています。

3ページ。これは先ほど言いましたように、昨年の10月、総理官邸に行かしていただいて、うちの理事長が受賞しました。そのときの写真です。これをもらったのは最初にお話しましたように、地域食堂が安心安全なまちづくりに貢献してるというところで、表彰の対象になったということをお聞かせいただきました。これが内部の風景などです。

#### (事務局)

刑務所さんと給産会さんにお聞きしたいんですが、ちょっと何かこれ変な質問ですが、刑務作業が義務化されなくなるという変化があるとのことですが、刑務作業と言いますと、作業製品のすごく人気があるイメージがあります。質のいいものが市場価格よりとても安く売られていると。そうしたときに、この義務化でなくなると作業製品の販売量も減るものなのでしょうか。この地域食堂を始めてから、地域食堂以外の場で地域住民の方と会ったときに、何か関係性だったり関わり方とか、反応が変わったのかということをお聞きしたいのが1つと、あと退所者の方や入所者の様子は、この地域食堂を経て変わったかということをお伺いできればと思います。

#### (刑務所)

拘禁刑が始まることによって刑務作業が義務ではなくなります。ただ、個々の受刑者に社会復帰に必要なこととして、やはり就労習慣であったり働くことは大きな割合を持つのは確かだと思われます。

ただ、今まで作業に当てていた時間について、例えば改善指導だったり、薬物の離脱指導であったり、そういったものも含めて、指導の方に時間を費やすというようなことも増えてくるのではないかと予想されますが、作業自体が大幅に、多少生産については減るかもしれないですが、ただ、それが半分になったり、大幅に減ることはないと思えます。作業は義務ではなくなりましたが、その作業が必要な人は、大きな割合でいるのではないかと思いますので、そういった意味でも、作業製品が大幅に変わるということはないのではないかと考えています。

#### (給産会)

給産会の前の建物ってすごい暗いイメージでした、2階建ての。どっから見てもちょっと異様な感じの。今、すごい建物もマンションみたいな感じで、明るいイメージです。

地域の方の反応として変わったのは、話聞けば、要は給産会退所者は結構近くに住まいを構えています。あの辺を歩いていてもやっぱり地域の方から見れば、どこの人だろう、誰だろうってやっぱりそういう目線もあるそうです。

給産会で食堂に来ることによってそこで顔合わせたりすることがあって、この人なんだという安心感。気さくに来て挨拶に会話したりする姿を見れば、地域の方が安心する。そういう話は聞きました。

それと退所者については、やっぱり施設に来ることに対して、自分がまた罪を犯せば、何か顔出しがでなくなる。給産会に、この地域食堂に限らず、ちょっと足が遠のく。やっぱり来ることによって自分自身の再犯起こす抑止になる。そういうこと言う寮生もいますので、来ることによって自分なりに生活を整えて生きてる人もいます。そういうことで退所者は、施設に来るにはやっぱり普段からきちんとした生活を送って、罪を犯さないようにしないとイケないなというようなことを意識してくれていると聞きました。

## 5 意見交換

#### (再犯抑止更生協会)

今回新しい県の事業の中で、枠組となるものが2つある。1つが保護司との関係があった保護観察終了の人が対象になるであろうということと、保護司との関係がなかった満期釈放者や保護観察がつかなかった人

とあります。

刑務所に入ってる方々に対して環境調整をする中で、保護司さんがその対象となる、例えば、実家のようなどころであったり、知人の方のようなどころに行って、環境調整をするんですが、最終的にその仮釈放で出なかったりした方、もちろんたくさんおられると思いますが、環境調整をした保護司さんが、保護司との関係がなかった満期釈放者とか、保護観察がつかなかった人等、個々の対応に当たるみたいになるんじゃないでしょうか。

（保護観察所）

仮釈放にならずに、生活環境調整のままで満期釈放になった対象者への支援ということのご照会でもよかったでしょうか。その場合、冒頭にも申し上げましたように、今回の事業に関して、主体は、保護観察所の所掌業務として、様々な息の長い支援ということでやるということがまず第1にあります。

これまで、国の実費弁償金などの手当がなく、保護司さんが、私どもが把握管理しない状態で、地域において、出所された方の支援をしていることについて、この度県から財政的なものも含めて支援をいただけるということになりましたので、お尋ねの生活環境調整で保護司さんがついていたが満期釈放になった人の支援というのは、第一義的には観察所が行う。そういう旨、刑務所と観察所が出所前に、必要な支援があれば、保護観察所や刑務所に出向くなどして、調整を行うという枠組になっています。

保護司さんにおかれては、今回の事業に関して、新たに何か負担をお願いする、負担が増えるということではなくて、今まで、財政的なことも含めて、保護司さんへ届かなかったことを、県が手厚くご支援いただくという枠組になっていますので、その辺りまた、保護観察所と県と保護司会さんで意見を調整して外部発信というのが必要になってくるかと思っています。

（教誨師会）

いろんな方々がいろんなところで援助して、一人一人の、やっぱ犯罪犯して人生のいろんな苦難に陥った人たちが、もう一度立ち上がるように支援をしようという試みであることは非常にすごいと思うんですが、何か当事者が横に置かれた対策なのかなと思うたりするんです。当事者たちが何を求めているのかということをもっと知るといっても必要じゃないかなと。

そこから見えてくる支援の方法があるんじゃないかなと思うんですが、刑務所で教誨師やってますと、受刑者の方々が一番心配してるのは、住む場所がない。皆さんご承知のように。働く場所がない。この2つがどうにか取得できれば、再犯率はぐっと下がると思うんです。もっとそこら辺にもっと力を入れて欲しいというのが僕自身の思いです。

そして、いろんな面で、いろんな方法があるよということを受刑者の方々にお知らせするという取組をもっとしてほしい。当事者のことをもっと考えてほしいということと、そこから出てくる支援ということも考えてほしいなということ。ちょっと心の中にとどまっているんです。

（事務局）

こちら孤独・孤立対策課という課ですが、いろいろな当事者の方のやっぱり声を聞きたいと思っています。例えばひきこもりの方であったり、若年性認知症の方であったり。そういったお話って、どういった分野でも、やっぱり聞こえてくるというか、そういったふうに支援をする側のことばかり語っているのではないかなというようなご意見もいただいているところです。

ただ、なかなかやっぱり到達しづらい方々が支援対象であるということのも一方で事実かなというふうに思っていて、先ほどの刑務所に今いる方が社会に出ていくときにどういうことが不安なのかということとはまた生のところだと思います。住まいであるとか働く場所ということで。（今日配布した資料として）チラシで、あんしん賃貸支援事業ということで居住支援の取り組みをお知らせしているところですが、孤独・孤立対策課では生活困窮者自立支援の関係でこの居住支援の取組に参画をしているところです。

もう一つ、就労で言えば、国の交付金を使ってハローワークに職員さん1人の人件費を出しているところですが、いかにその情報が皆さんに伝わっていくのかということも1つ重要なことだと思っていて、こういう支援がありますというのはずっとこういういろいろ分野ごとにはあるんですけど、本当に求めているものってどれなの、というようなことや、その分野の中で、例えばそのあんしん賃貸支援事業があるんですが、そ

の中で、本当にその刑務所を出てから、例えばさっきの定着の事業の中でもどういうところにニーズがあるのか、どういうところに多くのニーズがあるのかということを、保護司よりそい支援事業でも活かせるように、生のところ、必要なニーズというのを聞かせていただく、伝え聞くところになるのかもしれないですが、いろいろな場面で教えていただけたらというふうに思っています。

(事務局)

最近、寄付金がなかなか集まらないというお話をお聞きしています。更生保護観察協会のPRといいですか、どういったことをされてるかとか、何かこうお願い事だとか、お話していただく機会があるといいのかなと思い、振らせていただきますが、いかがでしょうか。

(更生保護観察協会)

今、寄付金がだんだん減っているというのは事実でして、実際問題、令和元年から比べれば約100万ほど下がっています。

といいますのは、コロナとかいろんなことがございまして、寄付金というのがなかなか集めにくくなっているのも事実ですが、ただ、基本的に、我々、観察協会のほうが実際問題その寄付金がどのように使われてるかというのをまだあまりにも知られていないことが事実ありまして、今後我々も、各保護区、地区にも参りまして、その辺を説明させていただきたいと考えています。

もう1つは、関係団体に助成金を出させていただき、保護司、更生保護女性会、BBS会などの活動費に充ててもらっているんですが、その部分をもう少し充実させていきたいと考えています。

## 5 閉会挨拶